

- 長野県教育委員会が所管する2つの高等学校の教諭2名（各高等学校それぞれ1名）がサポート詐欺に遭い、当該サポート詐欺を図った攻撃者からの誘導に従い、校務用端末であるPC（以下「校務用端末」という。）に遠隔操作ソフトを無断でインストールした結果、当該高等学校の生徒及び教職員に関する保有個人情報の漏えいのおそれが発生した事案について、個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、長野県教育委員会に対し、令和6年2月21日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第157条の規定により指導を行い、同法第156条の規定により、再発防止策の実施状況を報告するよう求めていた。
- 長野県教育委員会から報告のあった、再発防止策の実施状況に関して確認したところ、現時点において当委員会の指導事項を踏まえた、一定の取組が認められた。当委員会としては、長野県教育委員会が、再発防止策を確実に実施すること等を、引き続き注視していく。

指導の原因となる事実	指導の内容	策定した改善策の実施状況
<p>【不正アクセスの防止等】 本件各高等学校では、校務用端末についてインストールを制御する機能が備わっていたにもかかわらず、その設定を怠っていたことから、教職員なら誰でも、インターネット上からソフトウェアのインストールをすることが可能な状況であった。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 法第66条第1項、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。 長野県教育委員会において、策定された再発防止策を、確実に実施すること。 	<ol style="list-style-type: none"> インストール制御 以下のとおり、管理者権限を付与するアカウントを限定し、管理者以外の教職員が、校務用端末にソフトウェアをインストールする際には、必ず管理者の許可を要する措置をとった。 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月30日、校務用端末へのソフトウェアのインストールについては、教育委員会への申請に加え管理者権限を持つアカウントによる許可制とし、加えて、当該アカウントには、より高度な認証方式を導入することを決定し、周知した。 令和5年12月18日、全校務用端末のポリシー変更を行い、上記の体制を導入したが、一部に不都合が発生したことから、個別に設定変更作業を行う対応を開始した。 令和6年3月22日、上記の措置を導入する設定変更作業が完了した。 情報セキュリティ対策の徹底 今後、以下のような周知徹底を行うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> 毎年度当初の職員会で、情報セキュリティの徹底について、校長から教職員に説明。 校長会及び県立高校教頭研修で、情報セキュリティの徹底について周知。
<p>【安全管理上の問題への対応】 当委員会への漏えい等報告（確報）が規定された期間内に行われなかったことから、法第68条第1項の規定に則った適正な取扱いがなされておらず、保有個人情報の漏えい等の安全管理上の問題への対応が不十分であった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月、事務を所管する本庁の課又は室において、漏えい等報告の個人情報保護委員会への報告期限の厳守を、徹底するように口頭で周知した。 個人情報保護委員会への報告の提出漏れを防ぐため、個人情報保護委員会への報告は、個人情報保護委員会への報告を所管する教育政策課が、事務を所管する本庁の課又は室と連携して進行管理を行う体制を整備し、本庁の課又は室に通知する（令和6年5月末完了予定）。